

税のはなし

今月の
 ◎休日納税相談日 3月10日(日) 午前9時～午後5時
 ◎夜間納税相談日 3月15日(金) 午後5時30分～午後8時
 お気軽にご相談ください

3月は皆さんに身近な税金の申告や納税の期限となっています。多くの税金は「申告主義」を採用しているため、申告や納税を忘れてしまうと、税金の計算を行う際に有利な控除が適用されず税金が高くなってしまったり、後で高額な延滞金や不申告加算金を納めなければならなくなることがあります。

そんな状況にならないためにも、事前に税の仕組みを十分に理解し余裕を持って準備を行っただけで、正しく申告していただくことが何より大切です。

所得 税

- ◇申告期限：平成25年3月15日(金)
- ◇納付期限：平成25年3月15日(金)
※口座からの振替納税の選択をされている方は平成25年4月22日(月)が振替日です。
- ◇申告の必要がある主なケース



- ①事業(商・農業等)を営む方
 - ②不動産収入のあった方
 - ③土地や建物を売った方
 - ④給与所得者で年末調整を受けなかった方
 - ⑤2方以上から給与を受けている方
※年末調整でそれらの金額を合算の上、調整を受けられた方を除きます。
 - ⑥公的年金その他の所得のある方
※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、住民税の申告が必要な場合があります
 - ⑦給与や退職所得以外の所得(講師謝礼や原稿料、生命保険の一時金など)があり、その合計が20万円を超えた方
 - ⑧医療費控除や住宅借入金等特別控除などを申告して所得税の還付を受ける方
- ◇申告準備の際のアドバイス
- 配偶者控除及び扶養控除は、住民票上同一世帯であるだけで自動的に適用されるものではありません。確定申告や年末調整、年金を受給する際に届出がされていることが必要です。
 - 去年まで送られてきた税務署からの申告書が今年は届いていない場合、「申告の必要がないので送られてこなかった」とは限りません。税務署または役場で確認されることをお勧めします。

消 費 税 (及び地方消費税)

- ◇申告期限：平成25年4月1日(月)
 - ◇納付期限：平成25年4月1日(月)
※口座からの振替納税の選択をされている方は平成25年4月24日(水)が振替日です。
 - ◇申告の必要がある主なケース
- ①事業(商・農業等)を営む方で、基準期間(平成22年分)の課税売上高が1,000万円を超える方
 - ②事業(商・農業等)を営む方で、基準期間(平成22年分)の課税売上高が1,000万円以下で「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ◇申告準備の際のアドバイス
- 消費税の納付税額は、「課税売上高に係る消費税額ー課税仕入れに係る消費税額」で算出しますので、多額な設備投資などを行った場合は逆に還付を受けることもあり得ます。課税事業者の選択や簡易課税の取り下げなど、状況に応じ届出の変更を行うことも有効かもしれません。

町民税・道民税 (住民税)

- ◇申告期限：平成25年3月15日(金)
 - ◇納付期限：《第1期》平成25年7月1日(月) 《第2期》平成25年9月2日(月) (普通徴収) 《第3期》平成25年10月31日(木) 《第4期》平成25年12月20日(金)
 - ◇申告の必要がある主なケース
- ①貸金等の支払いを受けたのに支払者から源泉徴収票を受け取っていない方
 - ②給与や退職所得以外の所得があり、その合計が20万円を超えない方
 - ③給与所得者で年末調整を受けていない方や公的年金などの所得だけの方で、社会保険料控除、生命保険料控除や配偶者および扶養控除などを受けようとする方
 - ④課税対象となる収入がまったくない(専業主婦・障害年金受給者など)方
- ◇申告準備の際のアドバイス
- 所得税の確定申告を行った方は、同時に住民税申告をしたことになります。
 - 住民税は所得税より各種控除額が低く設定されているものが多く、所得税は非課税でも住民税は課税となる場合がありますので、申告が必要かどうかの判断に迷われたときは申告されることをお勧めします。
 - 上記④に該当する方で住民税申告書を提出されない方は「未申告者」となり、所得による判定が必要な申請等の際に不利になる場合があります。所得が無くても住民税申告を行ってください。

<問い合わせ先> 役場税務課 ☎42-2111 内線34~36



気になる年金記録 再確認キャンペーン

役場住民福祉課

年金記録問題は、公的年金に対する信頼を失わせた大きな要因でした。これまで日本年金機構では「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などの送付のほか、紙帳帳などとコンピュータ記録の突合せや、お客様がインターネットで自分の年金記録を確認できる「ねんきんネット」の導入など、記録問題解決のための工夫を講じてきました。

ただ、約5,095万件の持ち主不明の年金記録に関して、約2,873万件は基礎年金番号と結びついていますが、平成24年9月時点で、持ち主不明の記録がまだ約2,222万件残っています。

このため、日本年金機構では厚生労働省と連携し、記録に「漏れ」や「誤り」があるのではと心配のある方から、心当たりの記憶を申し出

ていただく「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施しています。

転職が多かった方や退職された後に結婚して姓(名字)が変わった方、名前の読み方が複数で誤って登録されている可能性がある方など、少しでも心配がございましたら、「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」等で記録を再確認していただき、ねんきん定期・ねんきんネット専用ダイヤル

☎0570-058-555
 ☎03-6700-1144
 小樽年金事務所国民年金課
 ☎0134-234-236

※ご相談の際には、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。



町長室から (第125号)

先月に引き続き、社会福祉協議会が主催する除雪ボランティア活動が2月16日に行われ、あたたかい助け合いの精神でたくさんの方が集まってくれました。今回は小中学生の参加者が多く見られ、作業を終えた後は女性ボランティアのみなさんが用意してくれた豚汁とおにぎりをおいしくいただきました。

その日の夕方には三条通り商店会の冬まつりが行われ、ヤマトモリ前の駐車場では無料で提供されたわたあめやコーンスープを味わいながら、ビンゴやもちまきでも盛り上がりがありました。また、通りに沿って置かれた色とりどりの水のランタンに淡い「雪あかり」が灯った光景は、あたたかほのぼのとした気持ちにしてくれました。

翌日に行われた冬季町民レクリエーションのつどいは、まずまずの天候に恵まれて盛会裡に終了することができました。幼児・小中

学生のスキー大会(アルペン・クロカン)のほか、雪の上で行われるキックベースや雪上バレーゴルフ大会などそれぞれの種目に歓声が上がり、楽しい一日を過ごすごうできました。女性団体の皆さんによる牛乳や甘酒、豚汁、カレーライスなどのあたたかいメニューもふるまわれ、参加したみなさんからも喜びばれていました。

このような工夫で、厳しい冬も楽しく過ごすことができるのだと感じました。この週末は忙しものになつたと思います。参加したみなさんも、準備・運営をされたみなさんも、おつかれさまでした。そして、ありがとうございました。

日の出が一日一日と早くなり、日没が一日一日と遅くなってきております。もうすこしで、待ち遠しい春がやってきます。カゼをひかないよう、手洗い・うがいを励行してください。

山崎 一雄